

＜平成 21 年度＞自ら評価案件候補一覧

一 調査審議の対象となるもの

- 1 カフェイン
- 2 アルミニウム
- 3 トランス脂肪酸
- 4 シガテラ毒

二 調査審議の対象とならないもの（除外事由に該当するもの）

- 5 増粘多糖類（特にカラゲナン）
- 6 食品容器フィルム包装の溶剤（トルエン）
- 7 調理中に生成されるアクリルアミド
- 8 食品添加物としての亜硝酸ナトリウム
- 9 食品残渣を利用した飼料で飼育した肉
- 10 日本が輸入する食品を生産するアジア諸国の野菜・穀物のカドミウム、ヒ素
- 11 ヒラメ毒
- 12 ナノマテリアル
- 13 食品添加物としての抗生物質（ナタマイシン）
- 14 豚インフルエンザウィルス
- 15 食用炭
- 16 グレープフルーツ種子抽出物から検出される合成抗菌剤（ベンゼトニウム、ベンザルコニウム、メチルパラベン等）
- 17 野菜等からの亜硝酸ナトリウム、硝酸カリウム、硝酸ナトリウムの複合摂取
- 18 家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌
- 19 金属製調理器具から溶出するクロム・ニッケル